

[参考]

1 新アジェンダ 21 かながわ策定後の動向

新アジェンダ 21 かながわの策定後の、環境を取り巻く主な動向は次のとおりです。

(1) 国内外の動向

ア 国連持続可能な開発会議（「リオ+20」）

2012（平成 24）年 6 月に開催された「国連持続可能な開発会議」（「リオ+20」）は、アジェンダ 21 が採択された 1992（平成 4）年開催の「国連環境開発会議」（地球サミット）から 20 年後に、同じブラジル・リオデジャネイロで改めて私たちが望む世界について議論されたフォローアップ会議です。

リオ+20では、持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済と、持続可能な開発のための制度的枠組の 2 つを主な議題として議論されました。特に、資源制約の克服、環境負荷の軽減、経済成長の達成を同時に実現する経済のあり方としてグリーン経済に関する活発な議論が行われ、成果文書「我々の求める未来」が採択されました。

成果文書では、グリーン経済が持続可能な開発を達成する上で重要な手段であることを認識し、持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラムを創設すること、食料、水、エネルギー、海洋、気候変動、生物多様性、教育を始めとする 26 の分野別の取組について合意されたほか、2015（平成 27）年以降の「持続可能な開発目標」の政府間交渉プロセスの立ち上げについても合意されました。

これを受けて設置された、国連総会の持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループは、2014（平成 26）年 7 月、人々の生活を改善し、将来の世代のために地球を守ることを目的に、経済的、社会的、環境的側面に取り組む一連の目標案を発表しました。

この提案は 17 の目標と 169 のターゲットからなり、貧困と飢餓の終焉、健康と教育の改善、都市の持続可能性向上、気候変動対策、海洋と森林の保護など、幅広い持続可能な開発課題をカバーしています。

イ 低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチ

国は、2014（平成 26）年 6 月に開催された中央環境審議会総会において、低炭素政策、資源循環、自然共生政策を連携・統合させることで、将来世代に引き継いでいける持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明）を構築していく方策について検討を行い、「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」と題する意見具申がなされました。

その中では、環境と経済の好循環の実現（グリーン経済成長の実現）、地域経済循環の拡大（地域活性化の実現）、健康で心豊かな暮らしの実現、ストックとしての国土の価値向上、あるべき未来を支える技術の開発・普及（環境技術の開発・普及）、環境外交を通じた新たな 22 世紀型パラダイムの展開の 6 つの基本戦略が提示されました。

(2) 気候変動

ア 国際動向

2005(平成17)年、京都議定書が発効し、地球温暖化に対する国際的な取組が開始されました。その後、科学者や政府関係者が参加し、温室効果ガス等による気候変動の見通し、自然や社会経済への影響、気候変動に対する対策などに関する最新の研究成果について評価を行っている「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が、2014(平成26)年11月に発表した第5次評価報告書統合報告書では、地球温暖化については疑う余地がないことが改めて指摘されました。また、地球温暖化は、温室効果ガスの排出などの人間活動が気候に与えた影響によりもたらされた可能性が極めて高く、1950(昭和25)年頃以降、多くの極端な気象及び気候現象の変化が観測されてきており、これらの変化の中には人為的影響と関連づけられるものもあるとされています。

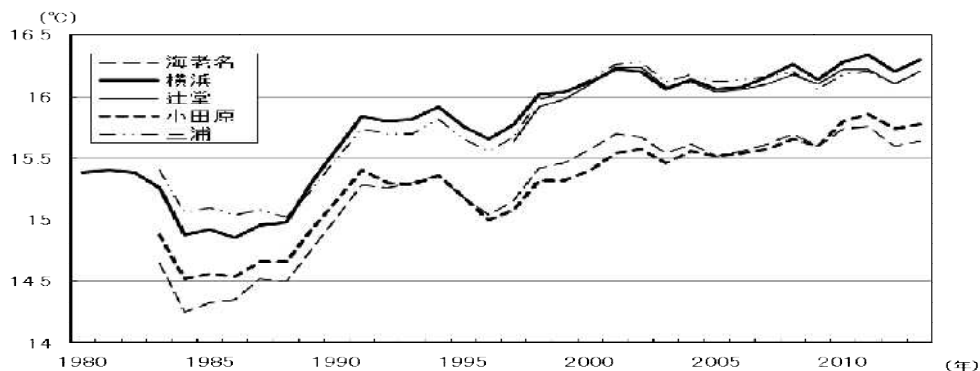
さらに、現行を上回る追加的な温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行う緩和努力がないと、たとえ適応があったとしても、21世紀末までの温暖化は、深刻で広範にわたる不可逆的な世界規模の影響に至るリスクが、高いレベルから非常に高いレベルに達するだろうとされています。

イ 気温の状況

日本の大都市の平均気温は100年当たりで2.2~3.0℃上昇しており、神奈川県内の気温観測地点である横浜、海老名、辻堂、小田原、三浦の5地点でも年間平均気温の上昇傾向が続いています。

また、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象であるヒートアイランド現象は、主に横浜、川崎などの大都市部を中心に発生していましたが、最近では、県央地域や西湘地域でも多数の真夏日及び熱帯夜が発生しています。

神奈川県内の年間平均気温



(資料：気象庁観測データより作成)

ウ 温室効果ガスの排出状況

2012(平成24)年度の神奈川県内の温室効果ガス排出量(速報値)は、「新アジェンダ21 かながわ」策定後の2005(平成17)年度と比較すると、6.2%増加しており、また、温室効果ガス排出量の約97%を二酸化炭素(CO₂)が占めています。

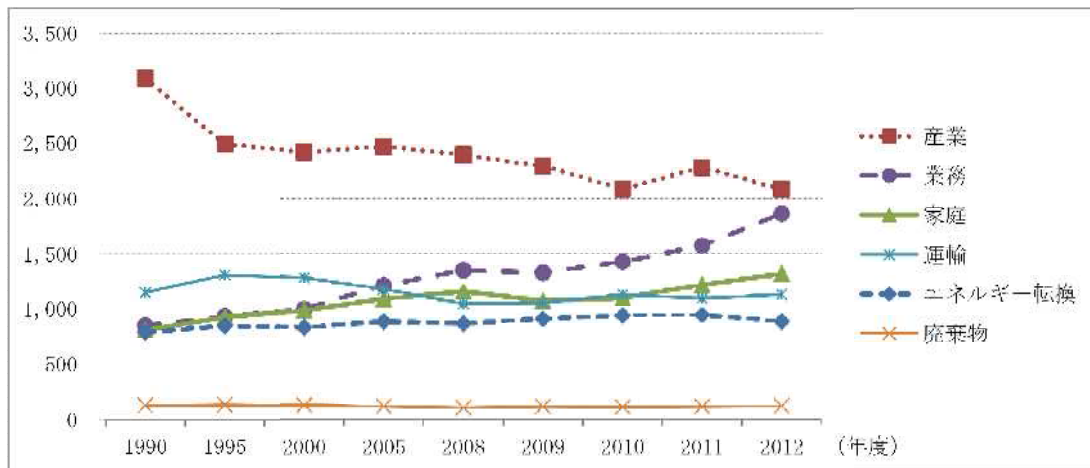
神奈川県内の温室効果ガス排出量の推移（単位：万 t-CO2）

区分	基準年	2005年度			2011年度（確定値）		2012年度（速報値）		
		排出量	排出量	対基準年 増減率 （％）	排出量	対基準年 増減率 （％）	排出量	増減率（％）	
								対基準年	対2005年度
温室効果ガス									
二酸化炭素	6,827	6,971	2.1	7,244	6.1	7,419	8.7	6.4	2.4
その他ガス （注）	496	236	-52.4	234	-52.8	237	-52.2	0.6	1.4
合計	7,323	7,207	-1.6	7,478	2.1	7,656	4.6	6.2	2.4

（注）CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆

基準年(1990(平成2)年度)からの伸び率は、サービス関連産業や公的機関等の業務部門(118.5%増加)と家庭部門(62.7%増加)が、特に顕著となっています。

神奈川県内の二酸化炭素排出量の部門別推移（単位：万t-CO2）



神奈川県は、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、2009(平成21)年7月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。そして、同条例に基づく地球温暖化対策に関する基本的な計画として、また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)として、2010(平成22)年に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス削減に向けた目標を掲げるとともに、目標達成に向けた県の施策体系を定めています。

市町村においても、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、12市において地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定しています。

(3) エネルギー

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災を契機に、国が推進してきた、原子力発電をベース電源として、エネルギーの安定的な供給と地球温暖化対策を両立させるというエネルギー政策は、抜本的な見直しを迫られることになりました。その後、国は2014(平成26)年4月に新たなエネルギー基本計画を閣議決定し、原子力は「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付ける一方、政策の方向性としては「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」としています。

また、再生可能エネルギーの政策の方向性については、「2013年度から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とし、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入」を目指すとしましたが、その水準を含む電源構成(エネルギーミックス)は、まだ示されていません。

神奈川県は、2011(平成23)年9月にいち早く「かながわスマートエネルギー構想」を提唱し、原子力発電所事故で失われた電力を補い、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくため、再生可能エネルギー等の導入を促進する「創エネ」、電力消費量の削減と電力需要ピークのカットを図る「省エネ」、電力需要ピークのシフトを図る「蓄エネ」の取組を進めてきました。

その後、2013(平成25)年7月に神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例が成立したことから、それまでの取組の実績や情勢の変化を考慮し、同条例に基づく計画として、2014(平成26)年4月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定しました。

この計画では、再生可能エネルギー等の導入加速化やスマートコミュニティの形成などに取り組み、地域において自立的なエネルギーの需給調整を図る分散型エネルギーシステムを構築し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するとともに、エネルギーの安定供給と関連産業の振興を図ることとしています。

(4) 自然環境

ア 生物多様性

国は、2008(平成20)年6月に、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、生物多様性基本法を制定しました。

2010(平成22)年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、新たな世界目標として採択された「戦略計画2011-2020」(愛知目標)では、長期目標として、2050年(平成62年)までに「自然と共生する社会」を実現することが掲げられています。

さらに、愛知目標の達成に向けた国のロードマップを示す「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012(平成24)年9月に閣議決定されました。

イ 里地里山

里地里山は、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域です。こうした地域は、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて形づくられており、農林業の生産の場や人々の生活の場として、多くの恵みをもたらしてきました。

良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、伝統的な生活文化の伝承、レクリエーションの場の提供と、多面的な機能を発揮しています。

国は、里地里山を例として、自然観や社会・行政のシステムに根づく自然共生の知恵と伝統を生かしつつ、現代の科学や技術を統合した自然共生社会づくりを世界に発信するため、「SATOYAMA イニシアティブ」の考え方を国連大学と共同で提唱してきました。

COP10においては、世界中から政府、NGO、コミュニティ団体、学術研究機関、国際機関等多岐にわたる51団体が集い、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）が創設されました。

神奈川県は、里地里山の保全等を促進するため、2008（平成20）年4月に神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例を施行し、様々な取組を実施しています。

（5） 循環型社会

国は、2013（平成25）年5月に策定した第三次循環型社会形成推進基本計画において、目指す循環型社会について、従来の大量生産・大量消費型の経済社会から大きく転換し、自然界から取り出す資源と自然界に排出する廃棄物の質と量を自然環境が許容できる範囲内に抑えた、持続可能な活動が行われる社会であるとしています。

「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」のうち、リサイクルに比べて原則として優先順位が高いにもかかわらず取組が遅れているリデュース（廃棄物等の発生自体を抑制すること）、リユース（いったん使用された製品等を再使用すること）については特に「2R」として、いっそう取組を進めるとされています。

また、2005（平成17）年に自動車リサイクル法、2013（平成25）年4月に小型家電リサイクル法が施行されるなど、リサイクルの取組が進みました。

（6） 大気環境

神奈川県内では、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市が、大気汚染防止法に基づいて、二酸化窒素（NO₂）等の大気汚染物質についての常時監視測定をしています。

二酸化窒素（NO₂）については、2013（平成25）年度に、国により1973（昭和48）年に環境基準が設定されてから初めて、測定を行った県内91局全てで環境基準を達成するなど、全般的に大気環境の改善が進んでいます。

一方、光化学オキシダント（O_x）については、測定を行った59局全てで環境基準を達成しませんでした。

また、健康影響のおそれがあるとされている微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準が2009（平成21）年9月に設定され、神奈川県は、2011（平成23）年度から常時監視を開始しました。2013（平成25）年度においては、環境基準を達成したのは県内34局中1局のみで、達成率は2.9%となっています。

光化学オキシダント（O_x）と微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質は多岐にわたりますが、そのうちVOC（揮発性有機化合物）を削減する取組が必要であり、新たにガソリンベーパー（蒸気）対策が求められています。

（7）水環境

水は生命の源であり、絶えず循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けています。

わが国は、国土の多くが森林で覆われていることなどにより水循環の恩恵を大いに享受してきましたが、都市部への人口の集中、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響など様々な問題が顕著となってきています。

国は、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、2014（平成26）年7月に水循環基本法を雨水の利用の推進に関する法律とともに施行しました。

神奈川県は、長期にわたり継続的に進めていく必要があることから、良質な水を将来にわたって安定的に確保するために、総合的な取組を、2005（平成17）年11月に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定しました。

大綱では、2007（平成19）年度以降の20年間を視野に入れた取組の基本的な考え方や、分野ごとの施策展開の方向性などを示しています。

この施策大綱に基づき、2007（平成17）年11月に「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」、2011（平成23）年11月に「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定しました。

2009（平成19）年4月に水源環境保全税を導入し、水源の森林づくり事業の推進や丹沢大山の保全・再生対策などを行っています。

（8）環境技術の発展

ア 水素エネルギー

水素（H₂）は、取扱時に安全性を確保する必要がありますが、無尽蔵に存在する水の電気分解や、天然ガス等の化石燃料の改質などにより製造することができ、また、利用時に二酸化炭素（CO₂）を排出しないクリーンなエネルギーとして注目されてきました。

そして、水素（H₂）と酸素（O₂）を化学反応させて電力を取り出す燃料電池の技術開発が進んだことにより、実用化段階を迎え、東日本大震災後は、家庭用燃料電池（エネファーム）の導入が伸びました。また、燃料電池自動車（FCV）は、2014（平成26）年12月から販売が開始されています。

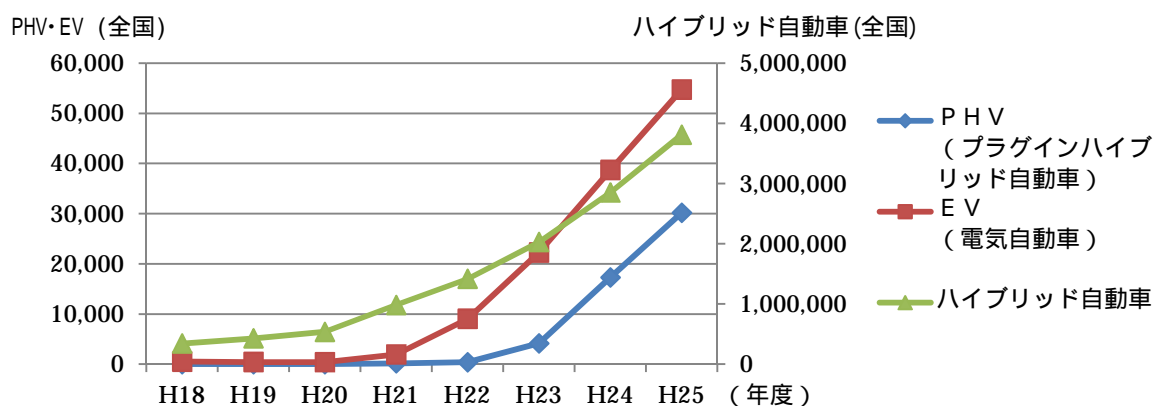
こうした中、神奈川県では、水素(H₂)を日常の生活や産業活動で利用する「水素社会」の実現に向け、自動車メーカーや水素関連事業者等と行政で構成する「かながわ次世代自動車普及推進協議会」(事務局：神奈川県)を2013(平成25)年8月に設置し、2015(平成27)年3月に、今後の目標や取組の方向性を示す「神奈川の水素社会実現ロードマップ」を策定しました。

イ 次世代自動車

自動車の環境性能の向上を図る技術開発が進み、ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、クリーンディーゼル車(CDV)、天然ガス自動車(HGV)等の次世代自動車の普及が進んでいます。

また、2014(平成26)年12月から、水素を利用した燃料電池自動車(FCEV)の販売が開始され、今後の普及が期待されています。

次世代自動車の普及状況(全国)



(資料：一般社団法人 次世代自動車振興センターHP データより作成)

ウ 住宅・建築物

国は、2009(平成21)年6月に長期優良住宅の普及の促進に関する法律を施行し、長期にわたり良好な状態で使用するための省エネルギー対策や耐震性などの措置が講じられた優良な住宅を、長期優良住宅として認定する制度を始めました。

また、2012(平成24)年12月に施行された都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)に基づく低炭素建築物の認定制度も始まり、環境に配慮した住宅・建築物の普及に向けた取組が進んでいます。

さらに、国は、2010(平成22)年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行するなど、炭素貯蔵、化石燃料の代替等の面で地球温暖化防止への貢献が期待される建築物の木造化を推進しています。

住宅や事業所のエネルギー需給を、情報通信技術(ICT)を活用し、「見える化」して制御するホーム・エネルギー・マネジメント・システム(HEMS)やビル・エネルギー・マネジメント・システム(BEMS)の開発が進み、価格が低下したことに伴い導入が進んでいます。

また、H E M S や B E M S を導入し、創エネ機器（太陽光発電設備等）、蓄エネ機器（蓄電池、電気自動車）及びエネルギー消費機器（照明機器、空調機器、給湯機器等）をネットワーク化して一元的に管理する、スマートハウスやスマートオフィス等の普及も始まっています。

さらに、消費するエネルギーを自ら生産し、エネルギー収支をゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）の普及を目指す取組も始まっています。

（ 9 ） 環境教育

ア 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行

国は、2003（平成15）年10月に施行した環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を2011（平成23）年6月に改正し、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律を施行しました。

この改正では、体験学習に重点を置いた取組から、幅広く実践的な人材育成を図るため、民間団体の参加及び協働取組の推進が挙げられています。

イ 持続可能な開発のための教育（E S D）

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。E S Dとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

2002（平成14）年の国連総会において、わが国の提案により、2005（平成17）年から2014（平成26）年までの10年間をE S Dの10年とすることが採択され、取組が進められてきました。

2014（平成26）年11月、E S Dに関するユネスコ世界会議が愛知県で開催され、E S Dの重要性と促進を訴える「あいち・なごや宣言」が採択されました。この「あいち・なごや宣言」では、気候変動や生物多様性、防災など世界的な課題に対し、すべての国がE S Dを促進する必要性などが強調されています。

ウ エコツーリズム

地域の自然環境の保全に配慮しながら、時間をかけて自然とふれあう「エコツーリズム」が推進される事例が見られるようになってきました。

しかし、地域の環境への配慮を欠いた単なる自然体験ツアーがエコツアーと呼ばれたり、観光活動の過剰な利用により自然環境が劣化する事例も見られるため、国は、適切なエコツーリズムを推進するための総合的な枠組みを定める法律である「エコツーリズム推進法」を2008（平成20）年4月に施行しました。

2 改訂の検討状況

(1) 検討体制

ア 改訂委員会

推進会議の県民部会、企業部会、行政部会、実践行動部会の各部会から2名ずつと、原嶋洋平拓殖大学教授を委員長として加えた9名からなる改訂委員会を設置しました。

(ア) 委員名簿

部会	氏名	団体及び職名
学識経験者	原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授 (前新アジェンダ21 検討委員会委員)
県民部会	丸山 善弘	神奈川県生活協同組合連合会 専務理事
	田野口 則子	神奈川県公立小学校校長会 総務部長 (平成27年3月31日まで)
	杉山 哲也	神奈川県公立小学校校長会 総務部長 (平成27年4月1日から)
企業部会	石部 裕通	(一社)神奈川県経営者協会 専務理事
	藤掛 高昭	東京ガス(株)神奈川支社横浜支店 副支店長(環境担当部長)
行政部会	澤木 勉	横浜市 温暖化対策統括本部 調整課 企画担当課長
	飯塚 尚	厚木市 環境農政部参事兼環境政策課長 (平成27年3月31日まで)
	森住 幹生	厚木市 環境農政部環境政策課長 (平成27年4月1日から)
実践行動部会	中嶋 義臣	(特非)かながわアジェンダ推進センター副代表
	井上 圭司	地球温暖化防止活動推進員

(イ) 検討の状況

回	日時	内容
第1回	平成26年7月8日	改訂の方向性について
第2回	平成26年9月1日	長期的なビジョン及び 「中期的な行動計画」行動メニューの作成方針について
第3回	平成26年12月26日	改訂素案及び推進体制について
第4回	平成27年5月8日	改訂案及び推進体制について

イ ワーキンググループ

現行の新アジェンダ 21 かながわの 21 の目標を「生活」、「自然」、「行動」の3つにわけ、それぞれにワーキンググループを設置し、行動メニューの見直しを行いました。

(ア) 委員名簿

グループ	部会	団体名	氏名
生活	県民	(社福)神奈川県社会福祉協議会 事務局長	鈴木 和夫
	県民	(特非)かながわ女性会議 理事	宮崎 紀美子
	企業	(一社)神奈川県経営者協会 シニアスタッフ	河村 祐士
	企業	(公社)神奈川県産業廃棄物協会 常任理事	橋本 直弘
	企業	東京電力(株)神奈川支店 副支店長	房野 博司
	企業	東京電力(株)法人営業部 代理店戦略プロジェクトグループマネージャー (検討時:東京電力(株)神奈川支店 法人第三営業グループマネージャー)	青木 美貴

	企業	東京ガス(株)神奈川支社横浜支店 副支店長	伊藤 伸治
	実践	地球温暖化防止活動推進員	長野 富喜子
自然	県民	神奈川県生活協同組合連合会 専務理事	丸山 善弘
	県民	(特非)神奈川県自然保護協会 副理事長兼事務局長	青砥 航次
	県民	神奈川県農業協同組合中央会 組織部次長	岩堀 義一
	企業	(公社)神奈川県環境保全協議会 常務理事兼事務局長	青山 尚已
	実践	地球温暖化防止活動推進員	黒澤 宏
行動	企業	(一社)神奈川経済同友会 専務理事	湧井 敏雄
	企業	(株)日立アーバンインベストメント 主任技師	山下 知子
	実践	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 准教授	田中 稲子
	実践	馬淵建設(株) 経営企画部副部長	保立 尚人

(イ) 検討の状況

回	日時	内容
第1回	平成26年8月6日	新アジェンダ21 かながわの改訂の方向性の確認
第2回	平成26年9月17、18、25日	改訂の方針に基づいた現行行動メニューの見直し
第3回	平成26年10月21、22、23日	改訂の方針に基づいた現行行動メニューの見直し
第4回	平成26年11月16、17、18日	改訂の方針に基づいた行動メニュー修正案の作成
第5回	平成26年12月15、16、17日	改訂の方針に基づいた行動メニュー修正案の作成
第6回	平成27年4月23日	県民意見を反映した行動メニュー案の作成

ウ 市町村との意見交換

「新アジェンダ 21 かながわ」の概要及び現在の改訂の方針について説明し、行政としての「新アジェンダ 21 かながわ」の係り方、各市町村での環境基本計画等における地球環境保全の取組の状況について意見交換を行いました。

開催状況

回	日時	参加市町村
第1回	平成26年10月27日	秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
第2回	平成26年10月28日	小田原市、真鶴町、湯河原町
第3回	平成26年10月28日	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
第4回	平成26年10月29日	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
第5回	平成26年10月29日	平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、綾瀬市、寒川町、箱根町
第6回	平成26年10月31日	南足柄市、中井町、大井町、山北町、開成町
第7回	平成26年11月20日	横浜市
第8回	平成26年11月21日	川崎市

エ 構成団体取組状況アンケート

現行の新アジェンダ 21 かながわの取組状況及び新たに加えるべき行動メニューについてアンケートを行いました。

実施期間 平成 26 年 7 月 24 日～ 8 月 19 日

(2) 改訂の視点

中期的な行動メニューについて次の視点で見直すこととして、改訂委員会において決定しました。

ア 行動の主体を明確にし、各主体が自発的に取り組めるような内容にする。

イ 重点的に取り組む行動メニューを設定する。

ウ 最近の環境を取り巻く状況を加味して、今後必要と考えられる行動メニューを取り上げる。

(3) 改訂作業

推進会議構成団体アンケートや、行政部会の意見交換会で出された意見等を参考に、ワーキンググループで次の方針で見直しを行いました。

ア 主体の明確化

「一人ひとりが行うこと」（個人）と、それ以外の「組織として行うこと」（企業、行政、団体）に、行動メニューを分けて記載する。

イ 行動メニューの集約・重点化

(ア) 内容に関連があったり、類似する行動メニューについては、表現を修正し、統合する。

(イ) 法令等で義務付けされていることなど、行うことが当然である内容については、他行動メニューと統合、または削除する。

(ウ) 行政計画に記載されている個別のハード整備事業や補助事業は記載しない。

(エ) 重点行動メニューを設定する。

ウ 行動メニューの具体化

(ア) 「検討をする」という行動メニューは、具体的な行動内容に修正する、または削除する。

(イ) 具体的な説明を加えたり、平易な用語に言い換えるなど表現を修正する。

(ウ) 受け取る側により解釈が異なることが想定される用語や専門的な用語はなるべく使わない。（使う場合は、欄外に脚注・事例を入れる）

(エ) 一つの行動メニューに一文とする。

エ 新規要素の追加

新アジェンダ 21 かながわ策定後の社会状況の変化を踏まえた表現にする。または、行動メニューを追加する。